

第 2 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の所掌事項を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後				改正前			
別表（第2条～第5条）				別表（第2条～第5条）			
1 府中市長の附属機関				1 府中市長の附属機関			
名称	所掌事項	委員		名称	所掌事項	委員	
		定数	任期			定数	任期
省 略				省 略			
府中市高齢者 保健福祉計 画・介護保険 事業計画推進 等協議会	(1)～(2) 省 略 (3) <u>府中市認知症施策推進計画の推 進に関する事項</u> (4) 省 略 (5) <u>指定地域密着型サービス事業者、 指定地域密着型介護予防サービス事 業者及び指定介護予防支援事業者 の指定等に関する事項</u> (6) 省 略	省 略		府中市高齢者 保健福祉計 画・介護保険 事業計画推進 等協議会	(1)～(2) 省 略 【追 加】 (3) 省 略 (4) <u>指定地域密着型サービス事業者及 び指定地域密着型介護予防サービス 事業者の指定等に関する事項</u> (5) 省 略	省 略	
省 略				省 略			

【削除】	府中市福祉計 画検討協議会	府中市福祉計画の案に関する事項その 他市長が必要と認める事項	16人以内	2年
省略	省略			
2 省略	2 省略			

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前																
別表第1（第2条） 特別職の職員の報酬の支給単位及び額	別表第1（第2条） 特別職の職員の報酬の支給単位及び額																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報酬の支給単位及び額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【削除】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の支給単位及び額	省略		【削除】		省略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報酬の支給単位及び額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>福祉計画検討協議会委員</td> <td>日額 <u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の支給単位及び額	省略		福祉計画検討協議会委員	日額 <u>11,000円</u>	省略	
職 名	報酬の支給単位及び額																
省略																	
【削除】																	
省略																	
職 名	報酬の支給単位及び額																
省略																	
福祉計画検討協議会委員	日額 <u>11,000円</u>																
省略																	
備考 省略	備考 省略																

(府中市福祉のまちづくり条例の一部改正)

3 府中市福祉のまちづくり条例（平成8年6月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>(福祉のまちづくり推進審議会)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>(1) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画に関する事項</u></p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項</u></p> <p>4～5 省 略</p>	<p>(福祉のまちづくり推進審議会)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p style="text-align: center;">【追 加】</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項</u></p> <p>4～5 省 略</p>